

知的財産判例セミナー

日時 2021年4月22日（木）16:10～17:40

オンラインにて開催 ※お申し込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

令和2年に施行された著作権法第35条によって、大学教育における著作物の利用の在り方に変化が訪れた。教育機関が公衆送信補償金を支払う中で、教員が利用できる著作物について明確に理解することが必要となっている。

本セミナーでは公衆送信補償金によって授業内で他者の著作物を利用できる範囲及び内容について解説する。

- 【1】 講 演 16:10～17:25
「著作権法改正と大学教育」
～大学の講義でできること、できないこと～

- 【2】 質疑応答 17:25～17:40

参加
無料

登壇者/ 小川 明子

山口大学 国際総合科学部・知的財産センター長 教授
早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了 博士（法学）

【著書】『たのしい著作権法2019』山口TLO 2019年
たのしい著作権法2019別冊
『たのしい著作権法2021-2020年改正版-』山口TLO 2021年（絶賛発売中）

お問い合わせ・お申込み 4/21(水) 締切

※ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

下記URLよりお申込みください
【登録用URL】 <https://qr.paps.jp/Q5tYe>



📄こちらを読み取り、
お申し込みも可能です。

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

■TEL: 0836-85-9942 ■E-mail: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>